

# 新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱

## 第1 趣旨

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を講じていく必要がある。

このため、経営開始資金を交付することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。

## 第2 交付要件等

- 1 市長は、以下の要件を満たす者のほか、新潟市税に滞納がない者に対し、予算の範囲内で資金を交付する
  - (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
  - (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
    - ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第3条に基づく農業委員会の許可を得たもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。）第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借円滑化法」という。）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。
    - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
    - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
    - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理すること。
    - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
  - (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
  - (4) 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料（別紙様式第1号）を添付

したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。この場合、交付対象者は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると認められる根拠を市長に提出し、国及び県から照会があった場合は提示に応じること。なお、一戸一法人（原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

(6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア 原則として生活費の確保を目的とした国、県及び市の他の事業による給付等を受けていないこと。

イ 雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号 農林水産事務次官依命通知）別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号 農林水産事務次官依命通知）別記2の農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱別記2の雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知）別記1経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）のうち、地域計画早期実現支援枠、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号

農林水産事務次官依命通知)の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

エ 経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記6初期投資促進事業(以下、「令和4年度補正初期投資促進事業」という。)又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ(以下「初期投資促進事業等」という。)について補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦で共同経営する場合は、夫婦で1,500万円)の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。

(9) 前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下、同じ。)全体の所得が600万円以下(被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、災害により住宅や家財などに損害を受けた場合で、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、交付対象者は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められる根拠を市長に提出し、国及び県から照会があった場合は提示に応じること。

(10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(11) 令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(12) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

(13) 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

(14) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経

営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業(以下、「就農準備・経営開始支援事業」という。)の第7の2(2)の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

## 2 交付金額及び交付期間

(1) 資金の額は、交付期間1年につき1人あたり150万円とする。また、交付期間は最長3年間(経営開始後3年度目分まで)とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、2の(1)の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地区に位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地区に位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ2の(1)の額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は2の(1)の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

## 3 次に掲げる事項に該当する場合は、資金の交付を停止する。

(1) 1の要件を満たさなくなった場合。

(2) 農業経営を中止した場合。

(3) 農業経営を休止した場合。

(4) 第3の6の(1)の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。

(5) 第4の5の(2)のイの就農状況の現地確認等により、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」(令和4年3月29日付け3経営第3216号 就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合(例:青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合、市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など)。

(6) 育成総合対策実施要綱 別記2第10の3に定める国が実施する報告の徴

収又は立入調査に協力しない場合。

(7) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、交付を可能とする。この場合、交付対象者は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められる根拠を市長に提出し、国及び県から照会があった場合は提示に応じること。

4 次に掲げる要件に該当する場合は、交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、(1)又は(3)に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 3の(1)から(7)までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

(3) 資金の交付期間（第4の9の(4)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金との合計の交付期間。また、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合には、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第3の6の(3)の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

### 第3 交付対象者の手続

#### 1 青年等就農計画等の承認申請

資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市長に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、各区役所農政担当課等に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、新潟県普及指導センター等の関係機関、第4の9のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

#### 2 青年等就農計画等の変更申請

1の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

#### 3 交付申請

1の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第2号）に、新潟市税の納税証明書添付し市長に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分を単位

として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。

#### 4 交付の中止

資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、資金の受給を中止する場合は市長に中止届（別紙様式第3号）を提出する。

#### 5 交付の休止

(1) 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市長に休止届（別紙様式第4号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

(2) (1)の休止届を提出した交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第5号）を提出する。

(3) 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、(2)の経営再開届と合わせて2の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第2の2の(2)に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

#### 6 就農状況報告等

##### (1) 就農状況報告

交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第6号の1）を市長に提出する。

また、交付期間終了後5年間（(3)の手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第6号の2）を市長に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式6号の1別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出する。

##### (2) 住所等変更報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第7号）を市長に提出する。

##### (3) 就農中断報告

交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市長に就農中断届（別紙様式第8号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第9号）を

提出する。

#### (4) 離農報告

交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(別紙様式第10号)を市長に提出する。

#### 7 返還免除

(1) 交付対象者は、第2の4のただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第11号)を市長に提出する。

#### (2) その他

ア 第2の1の(14)に該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第15号)を作成し、市長に提出する。

イ アの規定により、営農実施申請書を提出し、第4の9の(4)のアの承認を受けた者については、原則、1～7までの規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第6の2の(1)～(7)までの規定に基づき手続きを行うこととする。

### 第4 市の手続き等

#### 1 青年等就農計画等作成への助言及び指導

市長は、経営開始資金の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、新潟県普及指導センター等の関係機関、9のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

#### 2 青年等就農計画等の承認

市長は、経営開始資金の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第2の1の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知(別記様式第12号)する。

なお、審査に当たっては、新潟県普及指導センター等の関係機関や9のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

#### 3 青年等就農計画等の変更の承認

市長は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、2の手續に準じて、承認する。

#### 4 資金の交付

資金の交付申請を受けた市長は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は、半年分を単位として行うことを基本とする。

#### 5 就農期間中の確認

##### (1) 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた市長は、9のサポートチームと協力し、「交付対

象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第13号）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

## （2）経営状況の確認

市長は、（1）の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下アからウまでの方法により、就農状況確認チェックリストを用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

### ア 交付対象者への面談

- （ア）営農に対する取組状況
- （イ）栽培・経営管理状況
- （ウ）青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- （エ）労働環境等に対する取組状況

### イ 圃場確認

- （ア）耕作すべき農地が遊休化されていないか
- （イ）農作物を適切に生産しているか

### ウ 書類確認

- （ア）作業日誌
- （イ）帳簿
- （ウ）農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地貸借円滑化法第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

## （3）就農中断者の状況確認

市長は、交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。

また、市長は就農中断届の提出のあった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

## 6 交付の中止

市長は、交付対象者から中止届の提出があった場合又は第2の3の(1)(2)、若しくは(4)から(6)までのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

#### 7 交付の休止

- (1) 市長は、交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。
- (2) 市長は、交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

#### 8 返還免除

市長は、交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第2の4のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

#### 9 サポート体制の整備

- (1) 市長は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、新潟県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。
- (2) 市長は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(サポートチーム)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者(以下「メンター農業者」という。)を参画させることを必須とする。メンター農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。
- (3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びイについて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものとする。
  - ア 第4の1の青年等就農計画等作成への助言及び指導
  - イ 第4の2の審査への参加
  - ウ 第4の5の就農状況の確認、助言及び指導
- (4) その他
  - ア 市長は、第3の7の(3)の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。
  - イ 市長は、アの承認を受けた者については、1～8までの規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第7の2の(1)から(8)まで

及び(10)の規定に基づき手続きを行うこととする。

## 第5 交付対象者情報の共有

- 1 市長は、全国農業委員会ネットワーク機構が集約した交付対象者情報を、国、県、全国農業委員会ネットワーク機構等と共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のため利用するものとする。
- 2 市長は、1を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構が作成し、運用する交付情報等に関するデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。
- 3 市長は、雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。
- 4 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、個人情報の取扱い同意書(別紙様式第14号)により本人の同意を得て適切に取り扱うものとする。

## 第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 交付対象者は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されていることに鑑み、地域農業の振興に努めること。
- 2 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 3 市長は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。
- 4 事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、育成総合対策実施要綱及び新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号)に定めるものとする。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟市青年就農給付金給付要綱又は新潟市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

### 附 則(令和5年7月3日制定)

(一部改正)

- 1 この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和6年8月21日制定）

（一部改正）

- 1 この要綱は、令和6年8月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和7年6月26日制定）

（一部改正）

- 1 この要綱は、令和7年6月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の青年就農支援事業「経営開始型」実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の運用については、なお従前の例によるものとする。

## 経営開始資金申請追加資料

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住所：

氏名：

(生年月日： 年 月 日) ( 歳)

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。なお、交付要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを、保証人の署名を添えて誓約します。

### 1 メールアドレス

--

### 2 農業を始めようと思った理由

--

### 3 「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等	
<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み	
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている	

### 4 交付期間（経営開始資金）

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

### 5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------



## 添付書類

- 別紙 1 : 誓約書
- 別添 1 : 収支計画
- 別添 2 : 履歴書
- 別添 3 : 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 別添 4 : 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 別添 5 : 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）
- 別添 6 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 別添 7 : 通帳・帳簿の写し
- 別添 8 : 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の全世帯の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- 別添 9 : 身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

※1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

年 月 日

誓 約 書

甲は、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱の規定を遵守し、独立・自営就農に励む事を誓約します。

なお、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱の規定により、当該資金の交付を停止し、一部又は全部を返還することについて異議ありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

住所：

甲 氏名（自署）：

印

電話番号：

（生年月日： 年 月 日）（ 歳）

乙及び丙は甲が交付を受けた資金の上記金銭債務につき、〇〇円を限度として甲と連帯して保証すること下記の署名、捺印により相違ありません。

連帯保証人 住所：

乙 氏名（自署）：

印

電話番号：

連帯保証人 住所：

丙 氏名（自署）：

印

電話番号：

※1 連帯保証人2名の印鑑登録証明書を添付

※2 連帯保証人のうち、1名以上は申請者と生計を一にする者以外の者とします。

なお、農業次世代人材投資資金、就農準備資金、経営開始資金、及び新規就農促進資金の交付対象者は連帯保証人にはなれません。

## 収支計画

既に農業経営を開始している場合は実績を記載

		経営開始					
		1年目 (年月 ～年月)	2年目 (年月 ～年月)	3年目 (年月 ～年月)	4年目 (年月 ～年月)	5年目 (年月 ～年月)	
農業 収入	〇〇(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	その他						
	経営開始資金(円) ※						
	収入計(円) ①(資金除く)						

		経営開始				
		1年目 (年月 ～年月)	2年目 (年月 ～年月)	3年目 (年月 ～年月)	4年目 (年月 ～年月)	5年目 (年月 ～年月)
農業 経営費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計(円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計(円) ①-②					
------------	--	--	--	--	--

※年間最大150万円。夫婦共同経営の場合は1.5倍の額。

## 履歴書

### 1 氏名等

(ふりがな)					
住所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生年月日	年齢	性別	電話番号
氏名		年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

### 2 家族構成

氏名	続柄	生年月日	住所

### 3 学歴等

履歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	免許・資格

## 経営開始資金交付申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の3の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額※2を記載	(ア)		円
今年の交付金額※3 (150万円)	(イ)		円
今回の交付申請額			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業(農業法人等として)、経営継承・発展支援事業、 <b>経営発展支援事業又は初期投資促進事業(上限額)</b> による助成		<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない	

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。  
 ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。  
 ※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所	出張所	
	金融機関コード					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
	郵便局	記号		(当座)番号		
口座名義人	(ふりがな)氏名					

添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署が受理した確定申告書の写し等)。
- ・前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

# 中止届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

経営開始資金の受給を中止しますので、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の4の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

## 休止届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

経営開始資金の受給を休止しますので、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の5の(1)の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間※	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	実施日	実施内容
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※病気などのやむを得ない理由による休止期間は原則1年以内とする。なお、妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は最長3年の休止期間を設けることができる。

添付書類

- ・母子手帳の写し (妊娠・出産により休止する場合)
- ・被災証明等被災が確認できる書類 (災害により休止する場合)

## 経営再開届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の5の(2)の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

就農状況報告（独立・自営就農）

経営開始〇年目・交付開始〇年目※（〇月～〇月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後〇年目」とする。

年 月 日

（宛先）新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の6の（1）の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農時期

年 月 日就農
---------

2. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等
合 計	

（本人・家族労働力） 農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者と の続柄（法人の 場合は役職）	年間農 業従事 日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力	（人・日※）				

※1日の農業従事時間を8時間で換算し、報告期間半年分の実績について記入。

### 3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳	親族から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作物を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有する者に限る。）の作業受託面積等、及び生産量を記載

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

### 4. 前年の世帯全体の所得（資金含む）

※ 経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
<p>※本欄は市町村の記入欄          生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）  <b>【所見】</b></p>	

5. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を青年等就農計画や農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7. 報告対象期間における都道府県主宰の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の2の(12)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画並びに別紙様式第1号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるように作成すること）
- 2 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月報告の際のみ添付する。）
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類\*1
- 5 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し\*2
- 6 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付\*3
- 7 環境負荷低減のチェックシート\*4

\*1 1回目の報告の際または変更が生じた場合のみ添付する。

\*2 認定後最初の報告または計画に変更が生じた場合のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

\*3 経営開始資金の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。

\*4 原則、1月の報告の際のみ添付する。



決算書

(経営開始○年目 年 月～ 年 月)

		計画※ (経営開始○年目) a	実績 b	実績/計画 b/a	
農業 収入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	特定作業受託分	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他 (作業受託含む)				
	経営開始資金 (円)				
	収入計 (円) ① (資金を除く)				
収入計 (円) ② (資金を含む)					

		計画※ (経営開始○年目) a	実績 b	実績/計画 b/a
農業 経営費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ①-③				
農外所得 (円) ⑤	総所得 (資金含む) (円) ②-③+⑤			

※ 計画欄には、別紙様式第1号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

(1) 適正な施肥		報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な防除		報告時 (しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの節減		報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

(4) 悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
(6) 生物多様性への悪影響の防止		報告時 (しました)
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
(7) 環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

### 環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

#### (1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

#### (2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

#### (3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

#### (4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

#### (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

#### (6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

#### (7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

<b>(1) 適正な施肥</b>		報告時 (しました)	<b>(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分</b>		報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<b>(6) 生物多様性への悪影響の防止</b>		報告時 (しました)
<b>(2) 適正な防除</b>		報告時 (しました)	⑩	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<b>(7) 環境関係法令の遵守等</b>		報告時 (しました)
④	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	<input type="checkbox"/>	⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
<b>(3) エネルギーの節減</b>		報告時 (しました)	⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
<b>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</b>		報告時 (しました)	⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>			

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない □）にチェックしてください。

### 環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

#### (1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

#### (2) 適正な防除

- ・農業取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

#### (3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

#### (4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

#### (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

#### (6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水管汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

#### (7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

作業日誌（独立・自営就農）  
 交付終了後〇年目（〇～〇月分）

年 月 日

（宛先）新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の6の（1）の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合計		

添付資料

- ・確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

## 住所等変更届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の6の(2)の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 〒 電話番号 その他 ( )
変更後	氏名 住所 〒 電話番号 その他 ( )

添付書類 (氏名、住所に変更があった場合)

- ・変更後の氏名、住所を証明する書類 (運転免許証、パスポート等の写し)

## 就農中断届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の6の(3)の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
中断理由	
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

## 就農再開届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の6の(3)の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

## 離農届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

下記の理由により離農したので、新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第3の6の(4)の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

### 添付書類

・農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）

## 返還免除申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第 3 の 7 の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

第 号  
年 月 日

様

新潟市長  
(担当： 区 課)

## 経営開始計画の承認（不承認）について

年 月 日付けで申請のこのことについて新潟市新規就農者経営開始資金交付要綱第4の2の規定に基づき申請のとおり承認（不承認）します。

### 記

1 補助事業等の名称  
経営開始資金

2 交付期間  
年 月 ～ 年 月

3 その他

## 就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:
確認対象者氏名:
農業次世代人材投資資金(経営開始型) または経営開始資金交付の有無:
確認者所属・名前:
確認日:           年       月       日

# 1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

## ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	
b 情報収集について(研修会への参加、質問、相談の状況等)	
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	
d 地域のコミュニティ活動への参加・協力状況について	

## イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	
c 農業経営に関する知識の習得状況	
d スケジュール管理について	
e 経営管理について	
f 効率化・コスト低減に向けた取組	
g 経営状況(収支状況)の把握	
h 課題の把握	

ウ 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	
------------	--

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物(畜種)名: ]	
[作物(畜種)名: ]	
[作物(畜種)名: ]	

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名: ]	
[作物(畜種)名: ]	
[作物(畜種)名: ]	

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

## エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	
b 農作業安全への取組状況	
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	

## 2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載して下さい。)

### ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

--

### イ 農作物を適切に生産しているか

--

### 3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

#### ア 作業日数

日、	時間
----	----

#### イ 帳簿の管理状況

--

#### ウ 農地の権利設定状況(農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している
-----------------------------

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。  
変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第3者から	a

### 4 総合所見

--

(宛先) 新潟市長

## 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

### 新潟市新規就農者経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて

市は、経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、県及び市が定める個人情報保護法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 (注)	国、全国農業委員会ネットワーク機構、新潟県、青年農業者等育成センター、農業共済組合、新潟市農業委員会、新潟市農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、新潟北土地改良区、亀田郷土地改良区、新津郷土地改良区、白根郷土地改良区、西蒲原土地改良区、角田山ろく土地改良区、新潟県農業共済組合、農地中間管理機構、青年等就農資金等の融資機関、等
-------------	--

### 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

(法人・組織名)

氏名 (自書)

## 営農実施申請書

年 月 日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の2(9)の規定に基づき、「就農準備資金・経営開始資金」を活用し、営農を継続することを申請します。